

令和6年第1回定例会議案説明資料

- 1 議案第2号 令和5年度千葉市一般会計補正予算(第9号) 中所管
  - 生活保護事業費 . . . . . P3
  - 生活保護費等国庫負担金等償還金 . . . . . P5
  - 社会福祉基金積立金 . . . . . P7
  - 新型コロナウイルス対策経費に係る歳入歳出予算の減額 . . . . . P9
  - 新型コロナウイルスワクチン接種事業(繰越明許の設定) . . . . . P11
  - 千葉市斎場管理運営事業繰出金及び  
議案第4号 令和5年度千葉市霊園事業特別会計補正予算(第1号)
    - 千葉市斎場管理運営事業 . . . . . P13
    - 大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業(繰越明許の設定) . . . . . P15
    - 高齢者施設における災害対応等整備事業 . . . . . P17
    - 障害者総合支援扶助事業 . . . . . P19
- 2 議案第3号 令和5年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
  - 基金積立金・基金繰入金 . . . . . P21
- 3 議案第31号 千葉市介護保険条例の一部改正について . . . . . P23
- 4 議案第30号 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部改正について . . . . . P33
- 5 議案第32号 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部改正について . . . . . P35



## 【議案第2号】

令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
[生活保護事業費]

補正予算書 P32、32

## 1 補正理由

生活保護事業費について、令和5年度決算見込額が、医療扶助費の増加により、令和5年度当初予算額を上回り、当該扶助費に不足が生じる見込みであるため、補正するものである。

## 2 補正予算額

730,000千円

【財源】 国庫支出金 547,500千円（3/4）  
一般財源 182,500千円

## 3 概要

## (1) 財源内訳

(単位：千円)

		当初予算額	決算見込額	補正予算額
歳出予算額		36,700,000	37,430,000	730,000
財源内訳	国庫負担金(3/4) ※1	27,008,250	27,555,750	547,500
	その他 ※2	689,000	689,000	0
	一般財源	9,002,750	9,185,250	182,500

※1 国庫負担金は、歳出予算額から生活保護法第63条、第78条の返還金・徴収金を控除した額の3/4

※2 その他は、生活保護法第63条、第78条の返還金・徴収金の額

## (2) 主な扶助費の内訳

(単位：千円)

		当初予算額	決算見込額	補正予算額
扶助費内訳	生活扶助等	20,300,000	20,220,815	▲79,185
	医療扶助	15,100,000	15,931,751	831,751
	介護扶助	1,300,000	1,277,434	▲22,566



## 【議案第2号】

令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
[生活保護費等国庫負担金等償還金]

補正予算書 P26

## 1 補正理由

令和4年度生活保護費等国庫負担金等が超過交付となったことから、令和5年度中に超過額を償還する必要があるため、補正するものである。

## 2 補正予算額

598,040千円

【財源】 一般財源 598,040千円

## 3 補正内訳

国庫負担金等

(単位:千円)

令和4年度	交付決定額 (ア)	確定額 (イ)	超過額 (ア) - (イ)
生活保護費等 国庫負担金	27,204,559	26,625,085	579,474
生活困窮者就労準 備支援事業等国庫 補助金	113,859	100,453	13,406
生活困窮者自立 相談支援事業費等 国庫負担金	15,992	10,832	5,160
合計	27,334,410	26,736,370	598,040



## 【議案第2号】

令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
[社会福祉基金積立金]

補正予算書 P26

## 1 補正理由

市民等からの寄附を社会福祉基金に積み立てるものである。

## 2 補正予算額

59,200千円

【内訳】

(千円)

項目	当初予算額 (a)	決算見込額 (b)	補正予算額 (b)-(a)
寄附金収入	1	59,201	59,200
基金運用収入	589	589	0
合計	590	59,790	59,200

## (参考) 社会福祉基金の概要

## ①基金の目的

障害者（児）、高齢者、児童、母子・父子家庭等の社会福祉の増進を図るために要する費用の財源を積立てるもの。

## ②充当事業等について

社会福祉法人等に対して、市内の社会福祉施設等の充実並びに福祉に関する活動及び研修の支援等を図るための事業に充当する。

## ③基金残高等

(単位：千円)

令和4年度末基金残高			606,418
令和5年度	収入	寄附金額（4月～11月末）	31,662
		寄附金額（12月～3月の見込額）	27,539
		運用収入見込額	589
	合計	59,790	
充当予定			93,911
令和5年度末基金残高見込			572,297





## 【議案第2号】

**令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管**  
**[新型コロナウイルス対策経費にかかる歳入歳出予算の減額]**

補正予算書 P32、33

**1 補正理由**

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス対策経費について決算見込み等を勘案し、予算額の減額を行うものである。

**2 補正予算の内容**

新型コロナウイルス対策経費の減額 2,750,000千円

**3 補正予算額及び財源内訳**

補正予算額 2,750,000千円の減額

歳入歳出予算補正

(千円)

		補正予算額 A (B-C)	当初予算額 (補正前) B	補正後予算額 C
新型コロナウイルス対策経費		△2,750,000	5,500,000	2,750,000
財源 内訳	国費	△592,437	1,214,131	621,694
	県費	△1,597,103	3,201,471	1,604,368
	その他	-	438	438
	一般財源	△560,460	1,083,960	523,500

## 4 参考

### (1) 事業の決算見込み

(千円)

事業等		当初予算額	決算見込額
医療提供体制	宿泊療養	900,000	73,888
	自宅療養	2,100,000	76,628
	保健所診療所	6,221	1,797
	入院医療費公費負担	400,000	271,742
PCR検査等	PCR検査等公費負担	900,000	112,567
	環境保健研究所によるPCR検査等	200,000	23,533
保健所体制	相談センター	200,000	200,000
	患者等調査・調整	132,001	3,685
	患者等情報管理	291,000	6,746
	検体搬送	150,000	9,236
	その他	207,778	115,306
医療機関への支援	救急搬送受入支援金ほか	13,000	21,564
新型コロナウイルスワクチン接種 等		-	1,833,308
計		5,500,000	2,750,000

### (2) 5類移行に伴う主な事業の状況

	事業	状況
事業継続中のもの	相談センター	令和6年3月まで継続
	ゲノム解析等（環境保健研究所）	当面継続
事業終了のもの	宿泊療養	令和5年5月終了
	自宅療養	
	PCR検査等公費負担	
	入院医療費公費負担	
	保健所診療所	
	検体搬送	
	患者等調査、患者等情報管理	
	医療調整負担金	
	検査協力支援金、発熱患者等受入支援金、転院受入支援金	
救急搬送受入支援金、発熱患者等診察協力支援金	令和5年9月終了	

**【議案第2号】**

**令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
[新型コロナウイルスワクチン接種事業（繰越明許の設定）]**

補正予算書 P8

**1 補正理由**

新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の実施期間は、令和6年3月31日までとされているが、4月以降も当面の間、対応が必要な業務が残ることから、繰越明許の設定を行うものである。

**2 補正予算額**

200,000千円（繰越明許費）

【財源】 国庫支出金 200,000千円

**3 事業概要**

令和6年3月31日までに接種を実施した分の請求の一部が4月以降に届くことから、予診票の審査や接種費用の支払い等に必要な経費を確保する。



## 【議案第2号】

令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
[千葉市斎場管理運営事業繰出金]

## 【議案第4号】

令和5年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）  
[千葉市斎場管理運営事業]

補正予算書 P32、63～66

## 1 補正理由

昨今のエネルギー価格の高騰に伴う電気・ガス料金の上昇により、千葉市斎場管理運営事業における当該経費の不足が見込まれる。

このような状況を踏まえ、一般会計を補正した上で、千葉市霊園事業特別会計に繰出し、令和5年度の当該特別会計予算を増額補正するものである。

## 2 補正予算額

35,975千円

## 3 補正内訳

## (1) 一般会計（歳出）

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
繰 出 金	133,641	169,616	35,975

※ 財源は、全て一般財源

## (2) 霊園事業特別会計

## ア 歳入

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
一般会計繰入金	133,641	169,616	35,975

## イ 歳出

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
指定管理委託料	365,224	401,199	35,975



**【議案第2号】**

**令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
[大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業（繰越明許の設定）]**

補正予算書 P7

**1 補正理由**

介護人材確保を目的とした大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業について、今年度中の事業完了を予定していたが、県内で多数の事業実施希望があったこと等により、県から本市への交付決定が遅れたことに伴い、事業実施者（7者）の事業着手にも遅れが生じ、今年度中の事業完了が困難になったことから、繰越明許の設定を行うものである。

**2 補正予算額**

274,643千円（繰越明許費）

【財源】 県支出金 274,643千円

**3 事業概要**

**(1) 事業目的**

介護人材確保に向けた方策の一つとして、介護現場の負担軽減につながる介護ロボット、ICTの普及促進を図る。

**(2) 事業内容**

施設の大規模修繕と併せて効率的な導入を行うことを条件に、介護ロボット本体の導入や通信環境整備等に必要な経費を補助する。





## 【議案第2号】

令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
〔高齢者施設における災害対応等整備事業〕

補正予算書 P7、26

## 1 補正理由

高齢者施設における防災対策等を推進し、施設利用者の安全・安心を確保するため、国が補正予算化した地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、非常用自家発電設備等の整備を希望する事業者に対して補助を行うことにより、緊急災害に備える体制等を整備するものである。

※全額繰越明許を設定

## 2 補正予算額

88,747千円

【財源】 国庫支出金	69,997千円
市債	18,000千円
一般財源	750千円

## 3 事業概要

## (1) 補助率、補助上限額

事業名	定員30人以上(特養・老健等)	定員29人以下(GH等)
非常用自家発電設備整備事業	補助率：国1/2、市1/4、事業者1/4 補助上限無し	補助率：国10/10 補助上限額：773万円
給水設備整備事業	補助率：国1/2、市1/4、事業者1/4 補助上限無し	補助対象外
大規模修繕等事業	補助対象外	補助率：国10/10 補助上限額：773万円

## (2) 補助内訳

区分・事業	か所	補助額
合 計	7か所	88,747千円
非常用自家発電設備整備事業	1か所	33,750千円
特別養護老人ホーム	1か所	33,750千円
給水設備整備事業	1か所	22,500千円
介護老人保健施設	1か所	22,500千円
大規模修繕等事業	5か所	32,497千円
認知症高齢者グループホーム	5か所	32,497千円



**【議案第2号】****令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管  
[障害者総合支援扶助事業]**

補正予算書 P26、27

**1 補正理由**

障害者介護給付等事業や障害児通所給付等事業などにおいて、介護者の高齢化やサービス提供事業者の増加等により、サービス利用が当初の見込みを上回り、障害者総合支援扶助事業費に不足が見込まれるため、補正するものである。

**2 補正予算額**

2, 528, 712千円

【財源】 国庫支出金 1, 264, 356千円（1/2）  
 県支出金 632, 178千円（1/4）  
 一般財源 632, 178千円（1/4）

(単位：千円)

予算現額 (a)	決算見込額 (b)	補正予算額 (a-b)
27,160,023	29,688,735	2,528,712

**3 事業概要****(1) 事業目的**

障害者（児）などの自立した日常生活、就労などを支援するため、障害福祉サービスの給付などを行う。

**(2) 事業内容**

- ア 障害者介護給付等事業…居宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う「重度訪問介護」等
- イ 障害児通所給付等事業…未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導を行う「児童発達支援」等



【議案第3号】

令和5年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

[基金積立金・基金繰入金]

補正予算書 P53～62

1 補正理由・概要

(1) 令和4年度決算に伴う基金積立について

(歳入補正)

ア 繰越金（前年度決算剰余金）

令和4年度決算で生じた決算剰余金を今年度予算に繰越金として受け入れ、歳入の増額補正をするものである。

イ 県支出金（保険給付費等交付金減額分）

令和4年度に超過交付となった県からの保険給付費等交付金が、令和5年度の交付金から差し引かれるため、歳入の減額補正をするものである。

(歳出補正)

ア 国民健康保険財政調整基金積立金

上記、前年度決算剰余金から県支出金減額分を差し引いた金額を、国民健康保険の財政運営に活用するための基金に積み立てるものである。

(2) 令和5年度歳入の財源更正について

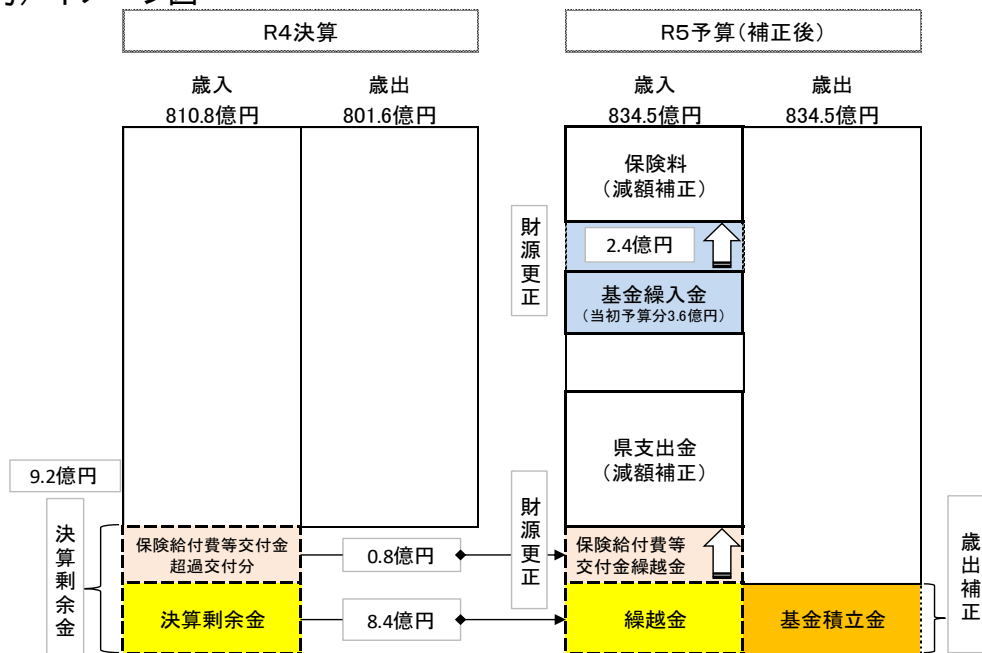
ア 国民健康保険料

一人当たり調定額が当初予算時の見込みほど増加しなかったこと等により、歳入不足が見込まれることから、歳入の減額補正をするものである。

イ 国民健康保険財政調整基金繰入金

国民健康保険料の歳入不足に伴い、国民健康保険財政調整基金を取り崩し、特別会計に繰り入れることで財源を確保するものである。

(参考) イメージ図



## 2 補正予算額

### (1) 令和4年度決算に伴う基金積立について

#### (歳入補正)

ア 繰越金	920,260千円
イ 県支出金	△76,829千円

#### (歳出補正)

ア 国民健康保険財政調整基金積立金	843,431千円
-------------------	-----------

### (2) 令和5年度歳入の財源更正について

ア 国民健康保険料	△242,141千円
イ 国民健康保険財政調整基金繰入金	242,141千円

**【議案第31号】**

**千葉市介護保険条例の一部改正について**

議案書 P84～86

**1 趣旨**

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の策定にあたり、計画期間内の保険料額を定めるため、条例の一部を改正するものである。

**2 主な内容**

**(1) 介護保険料の改定**

第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）における保険給付費及び地域支援事業費を見込み、第1号被保険者の保険料額の見直しを行う。

	現行	改正後
保険料基準額	年額64,800円 (月額5,400円)	年額75,600円 (月額6,300円)
保険料段階	13段階	13段階 (変更なし)
保険料率	第1段階 (最低) : 基準額×0.3 第13段階 (最高) : 基準額×2.4	第1段階 (最低) : 基準額×0.285 第13段階 (最高) : 基準額×2.7

**3 施行期日**

令和6年4月1日

#### 4 保険料段階別の保険料率と保険料

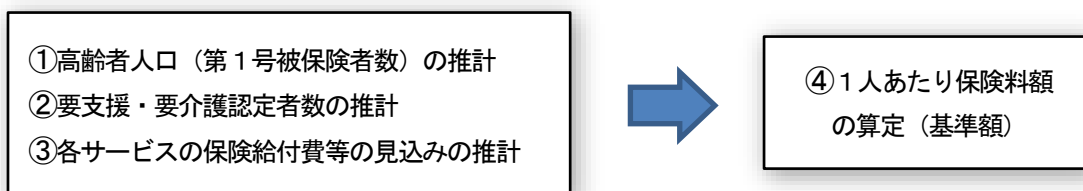
段階	対象となる方	第8期(令和3～5年度)			第9期(令和6～8年度)			
		保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)	改定額 (年額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.3 ↑ (×0.5)	1,620円 ↑ (2,700円)	19,440円 ↑ (32,400円)	×0.285 ↑ (0.455)	1,796円 ↑ (2,867円)	21,546円 ↑ (34,398円)	2,106円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.4 ↑ (×0.65)	2160円 ↑ (3,510円)	25,920円 ↑ (42,120円)	×0.385 ↑ (×0.585)	2,426円 ↑ (3,686円)	29,106円 ↑ (44,226円)	3,186円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方等	×0.7 ↑ (0.75)	3,780円 ↑ (4,050円)	45,360円 ↑ (48,600円)	×0.685 ↑ (×0.69)	4,316円 ↑ (4,347円)	51,786円 ↑ (52,164円)	6,426円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	4,860円	58,320円	×0.9	5,670円	68,040円	9,720円
第5段階 (基準)	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方等	×1.0	5,400円	64,800円	×1.0	<b>6,300円</b>	<b>75,600円</b>	<b>10,800円</b>
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.05	5,670円	68,040円	×1.1	6,930円	83,160円	15,120円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.1	5,940円	71,280円	×1.15	7,245円	86,940円	15,660円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.25	6,750円	81,000円	×1.3	8,190円	98,280円	17,280円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.5	8,100円	97,200円	×1.55	9,765円	117,180円	19,980円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.75	9,450円	113,400円	×1.8	11,340円	136,080円	22,680円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.0	10,800円	129,600円	×2.1	13,230円	158,760円	29,160円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方等	×2.25	12,150円	145,800円	×2.4	15,120円	181,440円	35,640円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.4	12,960円	155,520円	×2.7	17,010円	204,120円	48,600円

(注) ( )内は、消費税増税分を財源とした公費投入による軽減前の保険料率、保険料額



## 介護保険料の改定について

### 1 介護保険料算定の流れ



### 2 介護保険給付費等の見込み

#### (1) 被保険者数及び要介護認定者数

(単位：人)

項目	第8期		第9期計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
第1号被保険者数 (65歳以上)	256,734	257,664	0.4%	258,372	0.3%	259,039	0.3%
うち後期高齢者数 (75歳以上)	146,962	152,753	3.9%	156,651	2.6%	159,075	1.5%
要支援・要介護認定者数	48,387	49,629	2.6%	51,024	2.8%	52,527	2.9%

- (注) 1 令和5年度は9月末時点での実績値、令和6年度以降は推計値  
 2 認定者数は第1号被保険者のみ  
 3 パーセントは前年度からの伸び率

#### (2) 保険給付費及び地域支援事業費

令和6年度から令和8年度の保険給付費等の総計は、約2,593億円

(単位：百万円)

項目	第8期		第9期計画期間			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
保険給付費	74,328	79,066	82,665	86,052		
居宅サービス	51,765	55,056	57,602	60,343		
介護サービス	50,344	53,630	56,152	58,870		
介護予防サービス	1,421	1,426	1,450	1,473		
施設サービス	19,084	20,300	21,148	21,573		
その他	3,479	3,710	3,915	4,136		
地域支援事業費	3,280	3,613	3,842	4,075		
合計	77,608	82,679	86,507	90,127		
<b>約2,593億円</b>						

- (注) 1 令和5年度は10月末決算見込額、令和6年度以降は推計値  
 2 「保険給付費」の「その他」は、特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合算  
 3 「地域支援事業費」は、介護予防事業、あんしんケアセンター運営、介護給付適正化事業などの経費の合算

### 3 第9期介護保険料について

基準月額 6,300円 (前期比+900円 改定率16.7%)

#### 【改定のポイント】

引き続き低所得者の負担に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料となるよう料率の見直し等を行った。

① 低所得者層（第1－3段階）は保険料率を引き下げる。

(例) 第1段階 料率 0.3 → 0.285 (▲0.015)

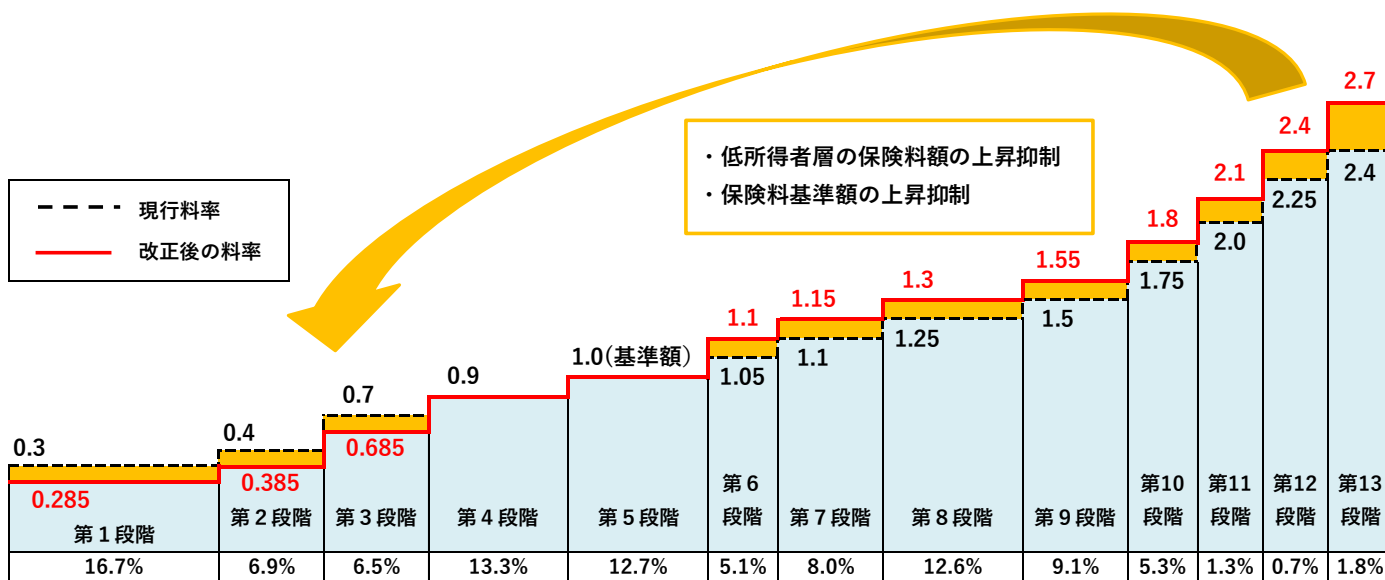
② 市民税課税層（第6－13段階）は、累進的に保険料率を引き上げる。

(例) 第6段階 料率 1.05 → 1.1 (+0.05)

第13段階 料率 2.4 → 2.7 (+0.3)

③ 保険料の上昇を最大限抑制するため、千葉市介護給付準備基金の令和5年度末残高見込（約16億円）を全額活用する。

#### 【改定のイメージ図】



※下段のパーセントは、各段階に占める第1号被保険者の割合（令和4年度末）

新旧対照表（千葉市介護保険条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第2条の7（略）</p> <p><u>（保険料率）</u></p> <p><b>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</b></p> <p><u>（1）令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>19,440円</u></p> <p><u>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>25,920円</u></p> <p><u>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>45,360円</u></p> <p><u>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>58,320円</u></p> <p><u>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>64,800円</u></p> <p><u>（6）次のいずれかに該当する者</u> <u>68,040円</u></p> <p><u>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条及び第13条第1項において同じ。）が800,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</u></p>	<p>第1条～第2条の7（略）</p> <p><u>（保険料率）</u></p> <p><b>第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</b></p> <p><u>（1）令第38条第1項第1号に掲げる者</u> <u>34,398円</u></p> <p><u>（2）令第38条第1項第2号に掲げる者</u> <u>44,226円</u></p> <p><u>（3）令第38条第1項第3号に掲げる者</u> <u>52,164円</u></p> <p><u>（4）令第38条第1項第4号に掲げる者</u> <u>68,040円</u></p> <p><u>（5）令第38条第1項第5号に掲げる者</u> <u>75,600円</u></p> <p><u>（6）令第38条第1項第6号に掲げる者</u> <u>83,160円</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>（7）次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>71,280円</u></p> <p><u>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が800,000円以上1,250,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>（8）次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>81,000円</u></p> <p><u>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>（9）次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>97,200円</u></p> <p><u>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,900,000円以上3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のい</u></p>	<p><u>（7）令第38条第1項第7号に掲げる者</u></p> <p><u>86,940円</u></p> <p><u>（8）令第38条第1項第8号に掲げる者</u></p> <p><u>98,280円</u></p> <p><u>（9）令第38条第1項第9号に掲げる者</u></p> <p><u>117,180円</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>ずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）</u>、<u>次号イ</u>、<u>第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(10) 次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>113,400円</u></p> <p><u>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が3,000,000円以上5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）</u>、<u>次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(11) 次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>129,600円</u></p> <p><u>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(12) 次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>145,800円</u></p> <p><u>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が7,000,000円以上9,000,000円</u></p>	<p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者</u></p> <p><u>136,080円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者</u></p> <p><u>158,760円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者</u></p> <p><u>181,440円</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>0円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(13) 前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p><u>155,520円</u></p> <p><u>2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31</u></p>	<p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者</u></p> <p><u>204,120円</u></p> <p><u>2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項の規定に基づく施行規則第143条の規定にかかわらず、800,000円とする。</u></p> <p><u>3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく施行規則第143条の2の規定にかかわらず、1,250,000円とする。</u></p> <p><u>4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく施行規則第143条の3の規定にかかわらず、1,900,000円とする。</u></p> <p><u>5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、3,000,000円とする。</u></p> <p><u>6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、5,000,000円とする。</u></p> <p><u>7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、7,000,000円とする。</u></p> <p><u>8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、9,000,000円とする。</u></p> <p><u>9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず、規則で定める額とする。</u></p>	<p><u>8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,546円とする。</u></p>
<p>第4条（略）</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格の得喪等があった場合における保険料額の算定方法等）</p>	<p>10 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,546円」とあるのは、「29,106円」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<b><u>第39条第1項第1号イ</u></b>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、口若しくは<b><u>ハ</u></b>、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口<b><u>又は第6号口</u></b></p> <p style="text-align: center;">に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から<b><u>第6号まで</u></b> のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料額の合算額とする。</p>	<p>11 <u>第9項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第9項中「21,546円」とあるのは、「51,786円」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>4・5（略）</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>（第1号被保険者等の所得状況が不明な場合における暫定賦課の特例）</p> <p>第13条 保険料額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料額を算定することができない場合においては、当該保険料額が算定される</p>	<p>第4条（略）</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格の得喪等があった場合における保険料額の算定方法等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<b><u>第38条第1項第1号イ</u></b>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、口若しくは<b><u>ニ</u></b>、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、<b><u>第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口</u></b>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から<b><u>第12号まで</u></b>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料額の合算額とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>（第1号被保険者等の所得状況が不明な場合における暫定賦課の特例）</p> <p>第13条 保険料額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料額を算定することができない場合においては、当該保険料額が算定される</p>

新旧対照表（千葉市介護保険条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>日までの間に限り、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、当該期間において徴収すべき保険料として徴収することができる。</p> <p>(1) 普通徴収の方法によって徴収する保険料に係る第1号被保険者 <u>令第39条第1項第3号</u>に規定する者として算定した保険料額を当該年度の納期限の数で除して得た額に相当する額</p> <p>(2) 特別徴収対象被保険者 <u>令第39条第1項第3号</u>に規定する者として算定した保険料額から当該年の4月1日から9月30日までの間に徴収する保険料額の合計額を控除して得た額を当該年の10月1日から翌年3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額に相当する額</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>日までの間に限り、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、当該期間において徴収すべき保険料として徴収することができる。</p> <p>(1) 普通徴収の方法によって徴収する保険料に係る第1号被保険者 <u>令第38条第1項第3号</u>に規定する者として算定した保険料額を当該年度の納期限の数で除して得た額に相当する額</p> <p>(2) 特別徴収対象被保険者 <u>令第38条第1項第3号</u>に規定する者として算定した保険料額から当該年の4月1日から9月30日までの間に徴収する保険料額の合計額を控除して得た額を当該年の10月1日から翌年3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額に相当する額</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条、第5条第3項及び第13条第1項の規定は、令和6年度以後の年度に係る保険料率の算定について適用し、令和5年度以前の年度に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。



**【議案第30号】**

**千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部改正について**

議案書 P7～83

**1 趣旨**

介護保険サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令改正に伴い、本市の介護保険サービス事業所や施設等に係る指定基準条例の一部を改正するものである。

**2 主な改正内容**

**(1) 全サービス共通事項**

**ア 身体的拘束等の適正化の推進**

(ア) 身体的拘束等の適正化のため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施を義務付ける（短期入所系サービス及び多機能系サービス）

(イ) 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

また、身体的拘束を行う場合の記録を義務付ける（訪問系サービス、通所系サービス等）。

**イ 「書面掲示」規制の見直し**

運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧ができるよう「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

**ウ 管理者の兼務範囲の明確化**

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

**(2) 協力医療機関との連携体制の構築（居住系サービス、施設系サービス）**

1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこと等とする。

**(3) 居宅介護支援、介護予防支援に係る基準の改正**

**ア 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施（居宅介護支援、  
介護予防支援）**

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を満たした上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

**イ ケアマネジャー1人当たりの取扱件数（居宅介護支援）**

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について見直しを行う。

#### **(4) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る基準の改正**

選択制の対象福祉用具の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。

#### **(5) その他、省令改正に準じた所要の改正**

### **3 改正する条例**

- (1) 千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (5) 千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (7) 千葉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (9) 千葉県介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 千葉県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

### **4 施行期日**

令和6年4月1日または6月1日

**【議案第32号】**

**千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について**

議案書 P87~127

**1 趣旨**

障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令等の改正に伴い、本市の障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等に係る指定基準条例の一部を改正するものである。

**2 主な改正内容**

**(1) 全サービス共通事項**

**ア 意思決定支援**

**(ア) 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設**

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービスの提供にあたっては、利用者の意思決定の支援に配慮することを義務付ける。

**(イ) 障害児通所支援事業所、障害児入所施設**

障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービスの提供にあたっては、障害児とその保護者の意思をできる限り尊重することを義務付ける。

**イ 特定相談支援事業者等への個別支援計画等の交付**

利用者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、生活介護等の各事業所の個別の支援計画を作成するサービス管理責任者等は、利用者に交付している個別の支援計画について、当該利用者の障害福祉のサービス計画を作成する特定相談支援事業者等にも交付することを義務付ける。

**(2) 就労選択支援の新設**

障害者総合支援法の改正により、新設される就労選択支援について、人員、設備及び運営に関する基準を定める。

※就労選択支援とは、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス

**(3) 共同生活援助の地域連携等**

障害者総合支援法の改正により、共同生活援助（グループホーム）の支援内容について、一人暮らしを希望する者に対する地域移行や移行後の定着に関する支援等が含まれることを明確化することに伴い、基準の改正を行う。

また、事業所と地域の連携を推進するための「地域連携推進会議」の設置等を義務付ける。

**(4) 障害者支援施設からの地域移行の推進**

障害者支援施設（入所施設）を退所し、地域移行を希望する利用者を支援するため、定期的に地域移行に関する意思確認を行い、かつ、当該意思確認の担当者を選任することを義務付ける。

また、施設と地域の連携を推進するための「地域連携推進会議」の設置等を義務付ける。

### **(5) 障害児通所支援の強化**

児童福祉法の改正により、医療型児童発達支援と児童発達支援が児童発達支援に一元化されたことに伴い、人員基準等の改正を行う。

また、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、支援内容について心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容とすることを義務付けるとともに、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進を努力義務とする。

### **(6) その他、省令等の改正に準じた所要の改正**

## **3 改正する条例**

- (1) 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

## **4 施行期日**

令和6年4月1日（就労選択支援に係る改正規定は、別に政令で定める日（令和7年10月1日予定））